

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会地域ささえあい活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、共同募金を活用して高齢者・障害者等の当事者団体の福祉活動や、地域の活動団体が主体的に取り組む支えあい、助けあい活動など、地域の共有課題解決に向けて取り組む活動の経費の一部を助成することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(助成事業の選定基準)

第2条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 助成を受けることにより、事業の効果を十分に発揮できるものであること。
- (2) 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- (3) 当該事業が、区民を対象とするものであること。
- (4) 当該事業の予想する成果が、第1条の目的に適うものであること。

(助成の対象団体)

第3条 助成団体は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業を計画に従って遂行できる能力を有すること。
- (2) 代表者等の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- (3) 区内に所在する、もしくは区内で立上げを予定している、あるいは区内で活動をしている団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (4) 新宿区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の会員であること。
- (5) 営利、政治、思想及び宗教活動を目的としていないこと。
- (6) 過去に助成金の交付を受けた団体の場合、当該助成金交付事業について、遅滞なく実績報告がなされていること。

(助成対象となる活動及び交付額)

第4条 助成対象となる活動及び交付限度額については、別表1のとおりとする。

- 2 事業の実施時期は原則として交付決定後とする。
- 3 助成金額は協議会の当該年度予算額の範囲内で助成し、助成金申請額の1,000円未満は切り捨てる。

(助成審査委員会)

第5条 助成金の交付等に関して公平かつ客観的な審議を行うため、協議会に社会福祉法人新宿区社会福祉協議会助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会での審議の結果、減額して助成する場合がある。

(助成金の交付対象)

第6条 助成金の使途は、団体が事業を実施するうえで必要な経費とする。なお、次の経費については、助成の対象経費から原則として除くものとする。

- (1) 管理運営費(個人宅のふれあいきいきサロンを除く。)
- (2) 飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費
- (3) 有給職員の旅費、宿泊費、施設入場料、保険料等(バス等借上費除く。)
- (4) その他事業を実施する上で直接必要でないもの

2 対象経費については、別に定めるガイドラインによる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、所定の申請書(様式1)に必要な事項を記入し、下記の添付書類を添えて協議会の会長あてに申請するものとする。

- (1) 定款、会則または会則に準ずるもの
- (2) 役員名簿又は会員名簿
- (3) 本年度収支予算書及び事業計画書
- (4) 前年度収支決算書及び事業報告書
- (5) 経費見積書類及び説明資料
- (6) 事業案内等参考資料
- (7) その他、会長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、当該年度内においては、1団体1申請とする。ただし、別表1、種別番号1の助成金を申請する当事者団体等については、同種別の限度額の範囲内において複数申請ができるものとする。

(助成金対象事業の期間)

第8条 助成金対象事業の期間は以下のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1期 | 4月1日～同年度末までに実施の事業 |
| 第2期 | 7月1日～同年度末までに実施の事業 |
| 第3期 | 10月1日～同年度末までに実施の事業 |
| 第4期 | 1月1日～同年度末までに実施の事業 |

(助成金の申請期間)

第9条 助成金の申請期間は以下のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------|
| 第1期 | 2月1日～2月29日 |
| 第2期 | 4月1日～5月31日 |
| 第3期 | 7月1日～8月31日 |
| 第4期 | 10月1日～11月30日 |

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は、申請の受け付けを行わない。

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、審査委員会の審査結果を受け、助成の可否および助成金額の決定を行い、速やかにその決定を申請団体代表者に通知(様式2)する。

(助成事業内容の変更の報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、第7条の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに会長に届け出て、変更の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等の終了後、翌月の末日までに助成金交付事業報告書(様式3)に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等に係る経理を明らかにし、関係書類を常に整備しておかなければならない。

3 当該事業の成果については、原則として公開するものとする。

(助成金交付事業の明示)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、当該事業等で作成した印刷物及び整備した備品その他の成果物等に、協議会が指定するロゴマークシールを貼付又は助成金交付事業である旨表記をしなければならない。

(助成金の返還・精算等)

第14条 会長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、実情を調査のうえ当該団体に対し交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正な方法により助成を受けたとき
- (2) 当該助成事業を中止したとき
- (3) 助成金を交付目的以外のものに使用したとき
- (4) 実施された当該助成事業の実績に基づき算出した助成金額が、既に交付した金額を下回る時
- (5) 当該団体が解散又は解散する予定となったとき、若しくは活動の実態がなくなったとき
- (6) 助成物件を管理期間内に不当に処分したとき
- (7) 第12条第1項に規定する実績報告を怠ったとき
- (8) その他、この要綱の規定に違反したとき

(助成物件の管理期間及び処分の制限)

第15条 協議会の助成を受けて当該団体が整備した物件（1点の価格が10万円以上の構造物・設備・備品等）については、当該事業完了日の属する年度の終了後5年間を管理期間とする。

2 管理期間内は、助成を受けて整備した物件の処分を禁止する。ただし、協議会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

平成25年度第3期及び第4期について、申請を行う団体は、平成25年度新規申請団体を除き、特段の理由があると会長が認める場合に限り、第8条（助成金対象事業の期間）の例によらないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表 1

種別 番号	助成種別	具体的内容	助成割合	限度額	備考
1	団体による当事者活動を支援する事業	研修合宿、体験学習、啓発活動、地域交流活動など	対象経費の2/3	200,000	※注1
2	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	対象経費の2/3	200,000	町会を除く
3	団体の周年行事等(地域福祉につながるもの)	5年単位で団体が実施する周年行事のもの	対象経費の2/3	300,000	町会を除く
4	サロン、グループホーム、福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	対象経費の3/4	500,000	
5	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など	対象経費の3/4	200,000	
6	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロンやコミュニケーションフェ等の定例活動など(3年間)	月2回以内(1年目)	40,000	通減が困難な場合には 応相談
			月3回以上(1年目)	60,000	
			2年目	それぞれ3/4	
			3年目	それぞれ1/2	
7	町会・自治会による支えあい・助け合い活性化の視点が盛り込まれた事業	見守り、サロン活動、地域まつりなどの町会・自治会における支え合い・助け合い活動等の福祉活動(祭礼を除く) ※注2	対象経費の2/3 (同一事業に対しては3年を上限) (見守り活動等にかかる保険料は全額対象)	単独町会100,000 複数町会200,000	前年度の募金総額の10%を上限とする

※注1 種別番号「1」以外は年1回の申請とする(種別番号「1」は上限まで複数回可能)。

※注2 種別番号「7」の事業に伴わない物品の整備等については第4期のみ申請可能。